草 津 市 教 育 委 員 会 会 議 録

平成３０年５月定例会

（５月２３日開催）

草 津 市 教 育 委 員 会

出　席　委　員	教　育　長	川那邊　　正
	委　　員	杉　江　由紀子
	委　　員	周　防　直　美
	委　　員	檀　原　　泉
	委　　員	中　西　長　雄
議　事　参　与	教育部長	竹　村　　徹
	教育部理事（学校教育担当）	中　瀬　悟　嗣
	教育部専門理事（歴史文化担当）	八　杉　　淳
	教育部副部長（総括）	堀　田　智恵子
	教育部副部長（学校教育担当）兼　学校教育課長	畑　　真　子
	教育総務課長	松　浦　正　樹
	生涯学習課長	相　井　義　博
	スポーツ保健課長	河　合　裕　明
	学校給食センター所長	宇　野　秀　樹
	文化財保護課長	藤　居　　朗
	図書館長	武　村　　彰
	学校政策推進参事	作　田　まさ代
事　務　局	教育総務課総務係長	門　脇　弦　太

開会　　午後　３時００分

川那邊教育長　それでは定刻になりましたので、ただいまから、草津市教育委員会５月定例会を開会いたします。

――――日程第１――――

川那邊教育長　日程第１、「会期の決定について」でありますが、本日１日限りといたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

各委員　―　異議なし　―

川那邊教育長　異議がないようですので、５月定例会は、本日１日限りといたします。

――――日程第２――――

川那邊教育長　次に、日程第２、「４月定例会会議録の承認について」でありますが、あらかじめ事務局から配付され、熟読されていると思いますが、御異議ございませんか。

各委員　―　異議なし　―

川那邊教育長　異議がないようですので、４月定例会会議録は、承認されたものと認めます。

――――日程第３――――

川那邊教育長　それでは次に、日程第３、「教育長報告」に移ります。

まず初めに、市内中学校で学校徴収金のうち修学旅行などの積立金が、担当者の不正な会計処理により使途不明になっていることが判明いたしました。４月２６日に事実を公表しましたが、このことは市教育委員会および学校に対する児童生徒や保護者、市民の期待を大きく裏切るものであり、まことに遺憾でざんきに堪えません。信頼回復は容易ではありませんが、こんなときこそ全学校が力を合わせ、これまで以上の努力を重ねなければならないと思っています。

次に、４月２４日に開催した「学校教育フォーラム」です。教職員など２３０名を超えるかたがたの参加をいただきました。委員の皆様にも御参加いただ

き、ありがとうございました。第一部は、教育長のプレゼンです。第２期教育振興基本計画を踏まえて、児童生徒の現状や草津市の取組とともに、「草津の学校教育に期待すること」として私の思いを語りました。第二部は、学校教育ビジョンの説明です。まずは、学校教育担当の畑副部長が「国の教育改革の動向と新学習指導要領」、そして草津の教育改革を示した「学校教育充実プログラム」について説明し、続いて、学校教育課と学校政策推進課から、草津ならではの事業や取組の説明を行いました。特に、ＩＣＴ機器の活用、プログラミング教育、英語教育、道徳教育などの実践は全国から注目されています。今後も現状に満足することなく改革志向で着実に進めたいと思っています。

５月１１日には、県都市教育委員会連絡協議会総会が近江八幡市で開催され、委員のかたがたと参加しました。総会の後の協議会の第１部は「近江八幡市歴史浪漫デジタルアーカイブ」について、近江八幡市立図書館と文化観光課のかたから紹介がありました。第２部は、「ＩＣＴの可能性～過去と未来をつなぐもの～」をテーマに、徳島文理大学の林向達（りんこうたつ）准教授の講演でした。そのあとの交流会では、八幡中学校の生徒による「八中太鼓」の披露もあり、会全体を通して近江八幡市の教育や文化振興にかける思いを感じました。

５月１３日には、草津市文化振興フォーラムをクレアホールで開催しました。本市では、昨年７月に文化振興条例を施行、またそれを受けて去る３月には文化振興計画を作成し、今回のフォーラムはより一層の文化振興に向けたキックオフとしての位置づけでした。内容は、橋川市長のプレゼン「わたしたちの草津」、可児市文化創造センター館長兼劇場総監督である衛紀生さんの事例報告「みんなの劇場を実現するために」そして、本市文化振興審議会の前会長、帝塚山大学の中山幾郎名誉教授からの基調講演「文化でまちを創る」でした。さらにそのあと、中川先生のコーディネートのもと、衛紀生さん、そして創造都市研究の第一人者である同志社大学特別客員教授の佐々木雅幸先生、そこに私も加わって、「地方自治体における文化政策のこれから」について、トークセッションを行いました。さらに、草津歌劇団を中心としたパフォーマンスもあり、あいにくの天候でしたが２００名を超える参加者があり、草津市の文化振興にかける思いとその方向を理解いただけたのではないかと思っています。今後、出会いと交流に満ちた創造都市を目指し、全庁的な取組へと広げていかなければならないと感じています。

次に、１７日から１９日には、全国都市教育長協議会定期総会並びに研究大会が岩手県一関市であり、参加しました。教育研究部会や分野別研究発表では、全国の他市の報告や意見交換を通して参考になる取組を知ることができ、充実した研修となりました。特に会場となった岩手県は、東日本大震災で大きな被害を受けた地の一つであり、陸前高田市に移動しての防災教育特別研修では、

当時の津波の様子や破壊された市街地の状況、そして復興に向けて取り組む人々の思いから、防災教育のあり方について深く学ぶことができました。

そのほか、５月には各地でいろいろな行事やイベント等があり、参加しました。まず、三大神社の藤まつりと芦浦観音寺の春の一般公開です。三大神社の藤は、毎年見事な花を咲かせるのですが今年は発育が悪く、十分な開花にまで至りませんでした。役員や関係者の皆さんの御努力や御心労を思うとき心苦しさを感じますが、それでも多くのかたがたが訪れてくださっていることをありがたく思いました。

ここで、文化振興に係わり嬉しいお知らせです。一つは、芦浦観音寺と草津のサンヤレ踊りが、日本遺産「琵琶湖とその水辺環境－祈りと暮らしの遺産－」に追加認定されたことです。そしてもう一つは、南笠町にある榊差（さかきざし）遺跡で、国内最古級の鋳造遺構と獣脚（じゅうきゃく）の鋳型が発見されたことです。文化振興条例や計画を踏まえ、文化財の保護と活用、更にはふるさと意識と郷土愛を育むことを大事にしていきたいと思っています。

最後に、１年で最も爽やかな季節です。学校では、田植えや野菜の植えつけなど体験学習が行われていますし、修学旅行も行われました。プール開きも間近ですし、春に運動会を開催する学校もあります。教育活動の充実を期待しています。

以上、教育長報告とさせていただきます。

それでは、委員の皆様から５月にあった行事や、教育全般に関する事項で特に御意見、御感想などがございましたらお願いします。

周防委員

５月４日、５日の芦浦観音寺春の一般公開に行かせていただきました。正直、南草津近辺に住んでいますと余りなじみがなかったのですけれども、ボランティアガイドのかたが丁寧に、そしてすごく楽しそうに説明してくださったので、大変勉強になりました。雨が一時的に降ったときでしたが、人出も結構ありました。無料周遊バスも運行され、多くの人が行きやすかったのだと思います。

５月１３日の文化振興フォーラムは、とても内容が濃かったです。歌劇団の子どもたちのレベルの高さにも驚きましたし、衛先生のお話からは、劇場には広い分野で市民を元気にする可能性が詰まっているということを知ることができました。草津の二つのホールもさらに企画とか発信力を高めて、活気のある活動を期待しています。

あと、中川先生がブックスタートだけでなく、アートスタートもどうかとおっしゃられたことに興味を持ちました。お日様の光を浴びるようにアートに触れるという環境をというお話でしたが、小さいときからいろいろな形でアートに触れたら、好奇心とか感性が磨けるのだろうなと思いながら聞いていました。

それから、昨日参観日がありまして、５年生の英語でＪＴＥの先生の授業を初めて見たのですけれども、ゲームを取り入れたり映像や音楽に合わせて体を動かしたり、とても楽しい授業でした。まずは、子どもたちが楽しいと思うのが一番大事なのかなと思いながら見ていました。

最後に、新潟で本当に恐ろしい事件がありましたが、草津でも不審者情報のメールも時々来ますし、どうすれば子どもたちが安全で安心して過ごせるかというのを、いろいろな立場とか角度から考えていかないといけないなと思いました。

杉江委員

私も５月１３日の草津市文化振興条例施行・計画策定記念事業ということで開催されました草津市文化振興フォーラムに参加させていただきました。まさに文化創造都市への、教育長の言葉を借りればキックオフとなるフォーラムだったなと思いました。特に、可児市文化創造センター館長の衛さんのお話はとても印象的でした。芸術の多様性とか福祉施策としての劇場経営とか、全ての人を受け入れていくという考えが根底にあって、とても文化というのは広い、広義に捉えておられるという視点は、まさに私にとっては目からうろこのお話でした。これまで文化的なことというのは得意分野の才能を持っておられるかたがたがより質の高いものを目指してされているというイメージが私にはあったので、私のようなものこそ参加して聞くお話だなと思いました。さらに、佐々木さんの伝統の始まりは前衛だというお話もありまして、伝統というのは前衛革新の連続で、伝統を輝かせるのは新しいものは取り入れることだと話されていたのがとても共感を覚えた内容でした。以前私も幼稚園で子どもたちに市の花であるあおばなにかかわる遊びを通して、伝統文化に親しむ体験というのをしたり、また、茶道を体験する時間を設けたりしてきたのですけれども、このようなことも今回の振興計画の目標の一つである年齢、障害の有無、経済的な状況などにかかわらず、誰もが等しく文化に親しんでいるという目標になるのだということを理解することができました。草津市でも、今言っていただいたのですが、実施していただいているブックスタートと合わせて、ぜひアートスタートができればいいのかなと思いましたし、ぜひこの取組を福祉関係、子ども家庭部のかたにも広げていただいて、計画等も拡大していってくださることを願っているところです。

もう一つですけど、先日町内で帰りがけに、ある中学生に出会いまして、真新しいヘルメットが輝いておりましたので、私が「ヘルメットをかぶってるやん？」というふうに声をかけましたら、「この前曲がり角で自転車でこけてん、自転車は傷ついたけど僕は傷つかへんかった、ヘルメットかぶってたからや」と言ったんです。ヘルメットを着用している何人かを見るのですけど、少し安

堵したというか、嬉しかったので報告させていただきました。

檀原委員

私は、まず５月１１日にありました滋賀県の都市教育委員会連絡協議会の方で林向達先生がおっしゃっていたことが非常に心に残っております。幾つかの本を紹介されていたのですけど、その中にライフロング・キンダーガーデンという本の紹介をされていました。つまりこれは、生きている間はずっと幼稚園のように心をわくわくさせながら学び続ける。それから、創造的な思考をずっと大切にする学びをもつというようなことが、もともとのこの林先生のお話はＩＣＴを中心としたお話やったのですけど、そういうことが逆にＡＩの社会とかまた、ＩＣＴでいろいろなことがオートマチックにできそうなようなことだけども、非常に重要なことだと。楽しく学ぶということが子どもたちだけではなくて、やっぱり大人にとっても大事というようなことを話されていたように思いまして、非常に心に残りました。

次に、文化振興フォーラムの方ですけれども、先ほどから皆さんおっしゃっているように、特にやっぱり衛先生がおっしゃっていた話というのは、非常に大事な話をされているように私も感じました。文化とか芸術というものは、限られた人のものではなくて、みんなにとって大事なもので、生きていくために非常に価値の高いものであると。湯浅誠さんという福祉的なことに力を入れているかたが、突然衛さんのホールの方に来られて、二日間泊まって勉強されたということだったのですけど、彼も言っていたのですけど、やっぱりいろいろな境遇に人生の中では落ち込むことがあるけれども、最後に支えてくれるというのはやっぱり文化的なものに触れた経験とか、そういうものがその人にとってのためになる。ためというのはゆとりというか余裕というか、最後の支えになるものというような意味だと思うのですけど、それになるということをいろいろなところで話されていたのをそのときも確認できました。

ほかに、中川先生と佐々木先生の話でも、クリエイティブシティという一方の柱と、それから、衛さんのおっしゃっていたような社会全体を包み込むというその二つの柱が、今回の文化振興条例の中にもうたわれていると私は感じておりますので、これを覚悟を持って私たちはその条例に花を開かせていくことが大事だと感じました。

それから、最近のニュースの中で大きな話題になっているのが、日大のアメフト部の試合の問題です。危険なタックルをした学生が昨日記者会見で自分の気持ちを、反省を込めて話しておりましたが、やっぱりいろいろなところで反省したり、逆に大人の方が反省すべき点が非常に多いなということを、いろいろなニュースから感じます。やっぱりこういうことが、自分たちの身に置きかえて考える機会にもなるので、子どもたちもよくこういうことからも学んでほ

しいと思っております。

それに関連しますが、以前立命館パンサーズを日本一に導いた古橋由一郎さんが、このたびパンサーズの監督に戻られたというニュースがありました。彼はコーチングのことを学ぶためにアメリカにも留学された経験をお持ちなのですが、最初監督になられた、本当の最初になられたときは、選手たちがやっぱりどっちかというとスポーツだけに取り組んでいる姿を見て、ちょっとがっかりされたそうで、選手である前に一人前のちゃんとした立派な人間になることが大事だよということを選手たちに教えることを最初にされ、それからチームづくりをされたということを私も以前話を聞いていましたので、立命館パンサーズがさらにまた日本一に輝いてくれることを期待したいと思っております。

中西委員　私も５月１１日、滋賀県都市教育委員会連絡協議会に出席させていただきまして、今の林向達先生のお話を聞くことができました。先生はＩＣＴの可能性ということで、過去と未来をつなぐものというような演題で講演をしていただいたのですが、その中で、情報時代の学校をデザインするというようなお話をされておりました。その中で特に私が気になったというか、象徴的なものだと感じたことで、今までの学校は、工業時代の特徴があり、これからの学校というのは、情報時代に入ってくるというような話でございました。工業時代でいいますと、何でも物事が標準化されていくことを是とする、そういう時代だったのですが、今からは物事がカスタマイズされる、そういう時代に入ってくるのだと。そして、また単一性ということについても今はもう多様性ということを大事にしていくというようなことでございます。また、対抗的な関係だったのを協働的な関係でやっていくのだと。それから、官僚組織的なものは、チーム組織で物事を進めていく。また、独裁的なリーダーシップというようなものではなくて、これからはリーダーシップの共有をしていく。また、中央管理的な要素をエンパワーと責任ということで、エンパワーというのはやる気とか自立とかそういうことのようですが、そういったことの方向性をもっていくべきだと。また、従うことというのは、自立と主体性が必要だと。そして、専門性のサービス、専門家のサービスというのは、これからセルフサービス、自分で自分のいろいろなことを調べていくというようなことです。ネットとかそういったことを利用して、今まで専門家でしかわからなかったことが、今はそういうことがわかってくる時代になってきたと。それから、分類論的業務分担を全体論的課題の統合というような、そういうことでございました。今まで私どもにとっては工業時代を生き抜いてきたなという感じですけども、今後はこういう情報時代の中で今までの価値観をそのままやっていくのではなしに、学校という中でＩＣＴを使っていろいろな学校の業務、また教育の中身についてデザ

インをしていくというようなことが必要ではないかなと思っておりました。今の話でいきますと、我々は古い時代の価値観にとらわれて、なかなか新しいものに乗っていけないことも多いのですけども、新しい価値観といいますか、方向性といいますか、そういったことが今後さらに進めていかなければならないなと感じております。

川那邊教育長　それでは、教育長報告につきましては、以上で終わらせていただきます。

――――日程第４――――

川那邊教育長　次に、日程第４、付議事項、議第１６号　平成３０年度草津市一般会計補正予算に対する意見を市長に申し出るにつき議決を求めることについてを議題とします。

事務局の説明を求めます。

教育総務課長　教育総務課、松浦でございます。

それでは、議第１６号　平成３０年度草津市一般会計補正予算に対する意見を市長に申し出るにつき議決を求めることにつきまして、御説明申し上げます。

議案書は２ページから６ページでございます。まず議案書の３ページをお願いいたします。このたびの６月４日開会予定の６月定例市議会の方に教育委員会に関連する一般会計補正予算を提案するに当たりまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第２９条の規定に基づきまして、あらかじめ本委員会の御意見をお聞きするものでございます。

内容につきましては５ページ、６ページをお願いいたします。５ページは横長になってございまして、見にくくなって申し訳ございません。今回の補正内容でございますけれども、今年度そして来年度３１年度にかけまして２か年での実施を計画しております高穂中学校増築他工事につきまして、先行して実施する予定でございました既存の生徒用駐輪場とクラブ室の解体工事、こちらの方の入札が不調となりましたことから、発注の手法等設計内容を再度検討いたしました結果、当初の計画より約２カ月半程度スケジュールの遅れが生じてまいりました。それに伴いまして、それぞれの年度の事業費に変更が生じますことから、所要の調整を行うものでございます。

５ページの横表の、平成３０年度草津市補正予算の表にございますとおり、中学校建設事業費、こちらの方を２億３，５７４万９，０００円減額いたしますとともに、６ページにございます平成３０年６月補正予算（案）の債務負担行為補正の表にございますとおり、債務負担行為の限度額を２億８，３００万円

まで増額しようとするものでございます。

以上、まことに簡単ではございますけれども、説明とさせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

川那邊教育長　ただいまの説明につきまして、何か御意見、御質問はございませんか。よろしいでしょうか。

それでは、意見もないようですので、議第１６号は意見なしとして市長に回答することといたします。

次に、議第１７号　志津小学校増築工事（建築）の請負契約に対する意見を市長に申し出るにつき議決を求めることについてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

教育総務課長　教育総務課、松浦でございます。

続きまして、議第１７号　志津小学校増築工事（建築）の請負契約に対する意見を市長に申し出るにつき議決を求めることについて、御説明申し上げます。

議案書は８ページから１０ページでございます。実際の工事の内容でございます。工事の概要につきましては、議案書の１０ページをお願いいたしたいと思います。当該工事につきまして、本市におきましては委員の皆様御存じいただいておりますとおり人口増加が続いておりまして、児童生徒の数に関しましても同様に増加が続いている現状でございますけれども、それに対しましては過去から教室不足が生じないように校舎の新築や増築を行いまして、適正な施設規模を確保してきたところでございます。志津小学校につきましては、校区内の宅地開発が進みまして児童数が年々増加しておりまして、平成３１年度に教室の不足が生じますことから、学校運営に支障が出ないように校舎等の増築を行うものでございます。

工事の予定価格が１億５，０００万円以上の請負契約につきましては、地方自治法の第９６条第１項第５号、そして議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例第２条の規定によりまして、議会の議決を必要とするものでございます。この議会の議決を必要とするものに関しまして、教育に関する事務でございますので、先ほどの案件と同様議会の議決を得るべき議案につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第２９条の規定によりまして、本委員会の御意見を求めるものでございます。

まず、今回の契約の目的でございますが、志津小学校増築工事（建築）でございます。契約の方法につきましては、条件付き一般競争入札によるものでございまして、契約金額は１億８，１７６万３，０２８円。契約の相手方でございますが、草津市岡本町１７－１、株式会社大同でございます。

次に、工事の内容でございますけれども、工事場所は学校所在地であります草津市青地町、工事の期間につきましては６月４日にこちらも開会日で契約議決をお願いしようと考えておりまして、その日から平成３１年３月１５日までということで、工期は約９カ月半を予定してございます。

工事の対象範囲でございますけれども、新築する増築棟につきましては、鉄筋コンクリート造の３階建ての建物でございまして、１階は普通教室が２室と男女のトイレ、そして昇降口を整備いたします。２階につきましては、普通教室２部屋と男女のトイレ、そして３階につきましても普通教室２室と男女のトイレという形で整備させていただきます。また、外構といたしまして工事ヤードを中庭の方で設ける予定でございまして、こちら工事ヤードとして使用した後の中庭の復旧整備、そして既存の西校舎との接続部であります渡り廊下でありますとか、あと子どもたちが登下校の際に入ってくる登下校口が学校敷地の南側にあるのですけれども、そちらが階段状になってございまして、階段の手すりとかそういったものの改修も予定しております。また、この建築工事とは別に、電気と機械の設備工事の発注を予定しております。

以上、まことに簡単ではございますけれども、説明とさせていただきます。どうぞよろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

川那邊教育長　ただいまの説明につきまして、何か御意見、御質問はございませんか。

杉江委員　４月に私、志津小学校の入学式に寄せていただきましたときに、中庭に増築されるということをお伺いしていまして、校舎がコの字型なのでいろいろと工事期間中例えば騒音ですとか、夏もずっと工事期間になるので、ほこりとかそういったものについて子どもたちの安心・安全に対する留意というのは十分されると思いますが、ちょっと感じたところですのでまたよろしくお願いしたいと思います。

教育総務課長　教育総務課、松浦でございます。

今、杉江委員に御指摘いただいた件については、確かに子どもたちの、もちろん工事中の安全の対策というのは十分に配慮して行っていくわけですけれども、例えば音の出る工事につきましては、できるだけ夏休み中に集中して工事を行う予定をしておりまして、まずは授業に支障のないような形で行いたいと思っておりますし、あとほこり等の問題につきましても、ほこりが出るような工事に際してはちゃんと防音・防じんのシートをかぶせて、子どもたちの授業に影響が出ないような形で進めていきたいと考えております。

川那邊教育長　ほかございませんか。

それでは意見もないようですので、議第１７号は意見なしとして市長に回答することといたします。

次に、議第１８号　草津市立草津クレアホール条例の一部を改正する条例案に対する意見を市長に申し出るにつき議決を求めることについてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

生涯学習課長　議第１８号　草津市立草津クレアホール条例の一部を改正する条例案に対する意見を市長に申し出るにつき議決を求めることについて、生涯学習課の相井が御説明申し上げます。

議案書は１２ページから１６ページでございます。このたびの改正は、平成２７年１月から平成３０年３月までの間、草津クレアホール内に設置されておりました子ども家庭部所管のつどいの広場、「とまとっこ」が南草津駅前の商業施設西友南草津の２階でございますが、そちらに引っ越し、移転したことに伴いまして、「とまとっこ」が設置されていた部屋の空きが生じましたことから７月１日より貸館の対象とすべく条例の改正を行うものでございます。なお、空き部屋につきましては、約９０平米の広さがございまして、床暖房、個別空調、下駄箱、ロッカー、風除室の設備がございます。今回この部屋を指定管理の範囲に含め、貸館を行う予定でございます。

１５ページの新旧対照表を御覧ください。まず、第３条第１項第５号の利用の提供に、展示ホールのあとに活動室等を追加いたしております。次に、活動室には他の部屋にない設備である床暖房や風除室が設置されており、近接する練習室など他の部屋の稼働率を準拠することが困難であるため、第１０条におきまして利用料金制から除き、使用料金制、使用料は市に納入され、必要な管理経費は市が準備するというものを現指定管理者の残存期間、平成３１年３月まででございますけれども、導入するものでございます。

最後に、１５ページ中段から１６ページ、別表でございます。活動室の料金を定めるものでございます。市で定められた使用料、手数料等の金額の算出方法に基づいて積算したものでございます。具体的には、年間維持管理費をもとに貸館時間や対象となる床面積見合いを積算し、午前区分、９時から１２時までが２，７００円、午後区分、１３時から１７時までが３，６００円、夜間区分、１８時から２１時３０分までが４，１００円、その他午前・午後区分を合わせたもの、午後・夜間区分を合わせたもの、全日というものを新たに設定いたしました。なお、本則の施行日は７月１日でございまして、付則として準備行為を別表に設定しており、公布後速やかに受け付けを始め、７月１日から広く市

民の皆様に御利用いただけるよう事務を進めるものでございます。

以上、簡単ではございますが、よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

川那邊教育長　それでは、ただいまの説明につきまして、何か御意見、御質問はございませんか。

では、ないようですので、議第１８号は意見なしとして市長に回答することといたします。

次に、議第１９号　草津市立社会体育施設条例の一部を改正する条例案に対する意見を市長に申し出るにつき議決を求めることについてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

スポーツ保健課長　議第１９号　草津市立社会体育施設条例の一部を改正する条例案に対する意見を市長に申し出るにつき議決を求めることにつきまして、スポーツ保健課の河合が説明させていただきます。

議案書は１８ページから３４ページでございます。まず、議案書２７ページを御覧ください。新旧対照表の方で説明させていただきます。本条例案は、昨年度行われました全庁的な使用料・手数料等の見直しに応じ、今年度指定管理更新時期を迎えます現行の社会体育施設の使用料を見直しました結果、２７ページ下段のとおり、総合体育館の会議室１および２、また、議案書３１ページのとおり、武道館の研修室につきまして施設使用料の減額を行おうとするものでございます。

次に、議案書２６ページを御覧ください。施設利用実態に即した運営を図るとともに、利用時間の拡大による利便性の向上と使用料の増収を図るため、利用時間についても合わせて見直しを行ったところでございまして、２６ページ御覧のとおり午前と午後の間の３０分間を廃止し、午前と午後の時間を４時間に統一いたしました。なお、このことにより、使用料の時間単価に変更はございませんが、時間区分ごとの使用料には増減が生じております。ですので、この新旧対照表を２６ページから各施設におきまして、区分の変更による利用料の新旧対照表が並んでおります。

続きまして、議案書２８ページを御覧ください。加えまして、御承知のとおり野村運動公園体育館につきましては、現在公園施設として新しい体育館を建設しておりますことから、現行の草津市民体育館について条例から削除すること、また、条例内の名称について利用者が理解しやすい表現に努めることを目的としまして、総合体育館およびふれあい体育館の運動室の名称を体育室から

アリーナに変更するなど、所要の改正を行うものでございます。

最後に、改正時期につきましては、議案書３３、３４ページの下の方でございます。

以上、まことに簡単ではございますが、当該議案の説明とさせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

川那邊教育長　それでは、ただいまの説明につきまして、何か御意見、御質問はございませんか。

それでは、意見もないようですので、第１９号は意見なしとして市長に回答することといたします。

次に、議第２０号　草津市歴史文化基本構想策定委員会委員の委嘱につき議決を求めることについてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

文化財保護課長　議第２０号　草津市歴史文化基本構想策定委員会委員の委嘱につき議決を求めることについて、文化財保護課の藤居より御説明させていただきます。

資料は３６ページから３８ページになります。３７ページを御覧ください。草津市歴史文化基本構想策定委員会の委員の委嘱につき議決を求めることについて、次の者を草津市歴史文化基本構想策定委員会委員に委嘱することにつき、草津市教育委員会附属機関運営規則の第２条の規定に基づき、本委員会の議決を求めるものでございます。

委員の構成としては御覧のとおり８名ということで、学識経験を有する者５名、公募市民の委員が２名、その他教育委員会が必要と認める者、まちづくり協議会の代表者ですけど１名ということでございます。

任期としましては、平成３０年５月２４日から答申を受ける日までございます。これにつきましては３８ページにあります。以前この委員会で審議していただきまして、草津市附属機関設置条例の改正で草津市歴史文化基本構想策定委員会の設置をするということにさせていただいております。それと、教育委員会附属機関運営規則の改正で、委員の詳細について決めさせていただいております。今回はこれに基づきまして委員を委嘱するものでございます。

以上、簡単ではございますが説明とさせていただきます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

川那邊教育長　ただいまの説明につきまして、何か御意見、御質問はございませんか。

御異議はございませんか。

檀原委員　ちょっと質問をお願いします。この歴史文化基本構想というのは、策定されるというのは大体どういうことをイメージしたらよろしいのでしょうか。

文化財保護課長　文化財保護課の藤居でございます。
歴史文化基本構想というのは、市内にありますいろいろな文化財、指定、未指定も問わずですけども、そういう文化財を活用するための指針を定めるということでございます。今あるものをどういうふうに活用していったらうまくまちづくりなどに利用できるか、そういう基本的な構想を定めるものでございます。

檀原委員　公募のかたも、また、まちづくり協議会のかたもちょっとだけ存じておりますが、非常にそういう面ではふさわしい人選をされたなということで、喜んでおります。

杉江委員　これは、ソフトの面もハードの面も含めての歴史文化という捉え方ですか。

文化財保護課長　文化財保護課の藤居でございます。
文化財を中心として、ハード面もありますけどそれに伴いますソフト面も含めた総合的な感じです。文化財だけではなくて、それを取り巻く環境とか、そういうものを含めた活用の構想でございます。

杉江委員　ありがとうございます。

川那邊教育長　ほかいかがですか。
では、異議はございませんか。

各委員　―　異議なし　―

川那邊教育長　それでは、異議もないようですので、議第２０号は原案のとおり可決いたします。
次に、議第２１号　草津市立教育研究所運営委員会委員の委嘱および任命につき議決を求めることについてを議題といたします。
事務局の説明を求めます。

教育部副部長（学校教育担当）　議第２１号　草津市立教育研究所運営委員会委員の委嘱および任命につき議決を求めることについて、学校教育課の畑が御説明申し上げます。

議案書の４２ページの規則を御覧ください。運営委員会委員につきましては、草津市立教育研究所規則第７条の規定により、委員を委嘱または任命しているところでございます。このたび、現委員の任期が５月３１日で満了となりますことから、新たに委員の委嘱および任命を行うものでございます。なお、委員の任期は規則第７条第２項の規定により、２年となっておりますことから、平成３０年６月１日から平成３２年５月３１日までとしております。

以上、簡単ではございますが、御審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

川那邊教育長　ただいまの説明につきまして、何か御意見、御質問はございませんか。

御異議はございませんか。

各委員　―　異議なし　―

川那邊教育長　それでは、異議もないようですので、議第２１号は原案どおり可決いたします。

次に、議第２２号　草津市通学区域審議会委員の委嘱につき議決を求めることについてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

教育部副部長（学校教育担当）　続いて、議第２２号　草津市通学区域審議会委員の委嘱につき議決を求めることについて、学校教育課の畑が御説明申し上げます。

議案書の４６ページの条例を御覧ください。通学区域審議会委員につきましては、草津市通学区域審議会設置条例第３条第２項の規定により委員を委嘱しているところでございますが、このたび選出いただいておりました団体における役職の交替により、委員の委嘱替えを行うものでございます。委嘱期間については、いずれの委員も任期中の委嘱替えでありますことから、条例第５条第１項ただし書きの規定によりまして、前任者の残任期間である平成３０年１２月２６日までとなります。

以上、まことに簡単ではございますが、説明とさせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

川那邊教育長　ただいまの説明につきまして、何か御意見、御質問はございませんか。

本議案につきまして、御異議はございませんか。

各委員　―　異議なし　―

川那邊教育長　異議もないようですので、議第２２号は原案どおり可決いたします。

次に、議第２３号　草津市学校運営協議会委員の委嘱および任命につき議決を求めることについてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

学校政策推進課参事　学校政策推進課、作田でございます。

議第２３号　草津市学校運営協議会委員の委嘱および任命につき議決を求めることについて御説明申し上げます。

４月の定例教育委員会で７校の草津市学校運営協議委員会委員の御承認をいただいたところでございますが、本日は１３校の草津市学校運営協議会委員の委嘱および任命につき、草津市学校運営協議会規則第６条の規定により、本委員会の議決を求めるものでございます。

議案書は４８ページから５４ページまでございます。なお、本委員会の開会直前に１名の委員の変更の連絡が入りましたので、御報告いたします。

５２ページをお開けください。玉川中学校、地域の住民という欄の下の段でございます。清水和廣様から川瀬善行様に変更するとのことでございました。三本川の川瀬、善悪の善、行くという字です。役職につきましては、南笠東学区まちづくり協議会副会長ではなく、会長ということですので、訂正させていただきたいと思います。

以上、まことに簡単ではございますが、当該議案の説明とさせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

川那邊教育長　ただいまの説明につきまして、何か御意見、御質問はございませんか。

本議案につきまして、御異議はございませんか。

各委員　―　異議なし　―

川那邊教育長　それでは、異議もないようですので、議第２３号は原案どおり可決いたします。

――――――日程第５――――――

川那邊教育長　それでは日程第５、報告事項に入ります。

事務局より報告願います。

教育部副部長（学校教育担当）　草津市学校（園）問題サポートチーム設置要綱の一部を改正する要綱につきまして、学校教育課の畑が御説明させていただきます。

４ページの新旧対照表を御覧ください。要綱名および第１条、第２条、第６条から園、および幼稚園という文言を削り、第１条および第２条に未然防止という文言を加え、５月１日から施行させていただいたものでございます。

改正理由につきましては、市内の幼稚園、保育園・所、こども園で発生する事案への対応の主体は幼児課であり、対応の混乱を避けるために改正いたしました。また、これまでの要綱では発生した事案に対する事後対応が中心となっており、昨今の事案では事案の拡大防止および未然防止の観点が必要不可欠であることから、改正をさせていただいた次第でございます。

以上、まことに簡単ではございますが、説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

川那邊教育長　はい。続けて、お願いします。

文化財保護課長　報告事項２番目、史跡芦浦観音寺跡保存活用計画策定懇話会開催要綱の策定について、文化財保護課の藤居から御説明させていただきます。

資料は６ページ７ページになります。６ページを御覧ください。草津市教育委員会告示第１３号　史跡芦浦観音寺跡保存活用計画策定懇話会開催要綱を次のとおり制定するということで、平成３０年５月１４日付で告示させていただいております。内容につきましては７ページにございますが、史跡芦浦観音寺跡をこれから本格的に整備するに当たりまして、その基本的な方針というものを定めるものでございます。それで、今年度より懇話会を開催いたしますので、その懇話会の詳細についてここで要綱を定めさせていただいております。

以上、簡単ではございますが、報告とさせていただきます。

教育総務課長　続きまして、報告事項３　草津市教育に関する事務の点検および評価の実施に関する要綱の一部を改正する要綱につきまして、教育総務課の松浦が御報告申し上げます。

報告書は８ページから１０ページとなります。この要綱につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第２６条の規定に基づきまして、教育委員会が行います事務の点検そして評価を実施するために、必要な事項を定めたものでございます。

改正内容につきましては、１０ページの新旧対照表をお願いしたいと思います。こちら第５条におきましては、草津市教育委員会が行う点検・評価推進のための実施会議に関しましてその構成員を定めてございます。この実施会議に

つきましては、教育部総括副部長と、教育委員会事務局の各所属長で構成されておりまして、定期人事異動により委員の変更が必要であるため改正するものでございますけれども、今後組織改編や所属長の役職変更のたびに改正する必要がないように、教育部副部長（総括）と草津宿街道交流館館長、そして図書館長、それと草津市教育委員会の事務局の組織に関する規則第２条、こちらにそれ以外の課が定められておりますので、そちらに明記されている課の課長という形で改正を行わせていただきます。なお、この要綱につきましては、平成３０年５月１８日から施行させていただくものでございますけれども、新旧対照表上、公布の日に施行するという形で書いておりまして、そごをきたしておるものでございますけれども、こちらの要綱につきましては、先ほど申し上げましたとおり５月１８日に公布済みでございまして、新旧対照表の公布の日は５月１８日という形で御理解いただけると幸いでございます。よろしくお願いいたします。

続きまして、報告事項４　寄付受け入れ報告につきましても御説明させていただきます。

報告書は最後のページ、１２ページとなります。よろしくお願いいたします。読み上げという形になりまして申し訳ございませんが、草津第二小学校教育振興会様より、着ぐるみ頭部一式と書架を、草津第二小学校へ御寄付いただいております。また、老上幼稚園ＰＴＡ様より、ハンディカムを、老上幼稚園に御寄付いただいております。また、笠縫学区自治連合会様より、ライン引き、特大型玉ころがし、ドッジボールを、笠縫幼稚園に御寄付いただいておりまして、笠縫幼稚園ＰＴＡ様より、掃除機とカセットこんろ、プリンター、スプリングボールを、同じく笠縫幼稚園に御寄付いただいております。また、玉川中学校ＰＴＡ３年学年部長様より、特注下駄箱を、玉川中学校に御寄付いただいております。また、笠縫東こども園ＰＴＡ様より、フラフープ、鉄棒、巧技台を、笠縫東こども園に御寄付いただいております。最後に、株式会社京都銀行様より、リサイクルトイレットペーパーを、各小中学校に今年も御寄付いただいております。

以上、御報告とさせていただきます。どうぞよろしくお願いします。

川那邊教育長　ただいまの報告事項につきまして、御質問等はございませんか。

それでは、意見等もないようですので、報告事項の１から４については終わらせていただきます。

次に、報告事項５　学校の県費臨時事務職員による学校徴収金の不適正処理についてに入りますが、当案件につきましては現在調査中であること、また、当事者個人の特定に至る恐れがある案件のため、現時点では公開しないことと

すべきであると思います。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第１４条第７項では、「教育委員会の会議は公開する。ただし、人事に関する事件、その他の事件について、教育長又は委員の発議により、出席者の３分の２以上の多数で議決したときは、これを公開しないことができる。」となっておりますので、この規定に基づきお諮りしたいと思います。

本案件を公開しないこととすることについて、御異議はございませんか。

各委員　　―　異議なし　―

川那邊教育長　　異議なしと認めます。よって報告事項５につきましては、公開しないこととといたします。

傍聴者の皆様はおられませんので、引き続きお願いしたいと思います。

――――――――――――――― 非公開 ―――――――――――――――

川那邊教育長　　以上をもちまして、本日の議事は終了となりますが、ほかにございませんか。

それでは、これをもちまして５月定例会を終わらせていただきます。

次回は、６月２８日、木曜日、午後３時から定例会を開催する予定ですので、よろしくお願いします。ありがとうございました。